

雲南市市制施行 20 周年記念ロゴマーク募集要項

1 趣旨・目的

雲南市は、令和6年(2024年)11月1日に市制施行 20 周年を迎えるにあたり、市民や事業者、関係団体の皆様とともに祝い、未来へと思いをつなげていく様々な記念事業を実施します。

そこで、市制施行 20 周年記念事業を広く周知し、盛り上げていくための情報発信に活用するロゴマークを募集します。

市制施行 20 周年を迎える「雲南市」へ皆様それぞれが持つイメージや愛着、未来への思いを形にしてください。

2 募集内容

雲南市市制施行20周年記念ロゴマーク

3 使用目的

市制施行 20 周年に係る様々な広報媒体に使用され、告知や広報に活用されます。

4 公募対象者

雲南市内に住む 18 歳以下の方 または 雲南市内の高校に通う方

5 募集期間

令和5年(2023年)8月25日から令和5年(2023年)11月末まで。

郵送の場合は、当日消印有効(締切必着)。

6 応募要件

(1) 本募集要項「1 趣旨・目的」を踏まえ、市制施行 20 周年記念事業を広く効果的にプロモーションできるデザインとしてください。

(2) 雲南市にふさわしい(雲南市をイメージできる)デザインで、「20」を表す文字をできるだけ組み込んでください。

- (3) 作品と併せて、製作意図を 200 文字以内で提出ください。
- (4) 採用された作品は、雲南市で補作した上で完成とします。
- (5) 1 人3点までの応募可能です。
- (6) デザインの中に既存のキャラクターやロゴマークを含めないでください。雲南市ゆかりのキャラクター(例:「雲子ちゃん」、「吉田くん」など)であっても使用できません。
- (7) ロゴマークはカラーとし、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小での使用を考慮したデザインとしてください。
- (8) 応募の際の下地は白色としてください。ただし、広告媒体等での使用にあたっては、他の色が下地となる場合があります。
- (9) 手描きで応募する場合、応募用紙の枠内に収まるように描いてください。イラストは応募用紙に直接描いても、別紙に描いたイラストを枠内に張り付けても、どちらでも構いません。
- (10) 手描きでも、デジタルデータでも、どちらでも応募が可能です。
- (11) 手描きの作品が最優秀賞受賞作品となった場合は、受賞者と協議・確認を行いながら、電子データに変換します。
- (12) メールアドレスから応募する場合は、以下をご確認のうえ、応募作品画像をデータ化して応募してください。

《応募作品画像》

・ファイル形式:JPG、PNG のいずれか

・ファイルサイズ:1 ファイルにつき5MB 以内

- (13) 郵送で応募する場合は、応募用紙の枠内にデザインを収め、応募用紙を折らずに【郵送の場合の応募先】までお送りください。

7 応募方法

【郵送の場合の応募先】

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

雲南市役所 総務部総務課

※封筒に「雲南市市制施行 20 周年応募書類在中」と記載してください。

【メールでの提出の場合】

soumu@city.unnan.shimane.jp(総務部総務課)

【応募上の注意事項】

- ・応募に係る一切の費用(郵送費・デザイン費等)は、応募者自身で負担してください。
- ・送付又は送信中の事故や障害により、応募作品が届かない場合やデータが破損する等のいかなる問題が発生した場合においても、雲南市では一切の責任を負いません。

・応募作品の受領に関するお問い合わせには対応できかねますので、あらかじめご了承ください。

8 選考方法・結果発表

(1) 選考方法

・雲南市市制施行 20 周年記念事業検討委員会により審査を経て、委員会で決定します。

(2) 結果発表

・選考結果は、令和 6 年(2024 年)1 月末に受賞者本人に通知のうえ、令和 6 年(2024 年)2 月に発表する予定です。

・受賞されなかった方への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。

・選考過程や選考結果、選考理由についてのお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください。

・未成年者が受賞者の場合は、著作権に係る雲南市への帰属了承も含め、各種手続きを保護者の方と行わせていただきます。

9 表彰

賞名(対象)	副賞等	説明
最優秀賞(1名)	賞状 他	最も優秀な作品！この賞を受賞した作品が市制施行 20 周年記念事業のロゴマークとして様々な場面で使用されます！
優秀賞(2名)	賞状 他	最優秀賞以外の作品で優れた作品
特別賞(若干名)	賞状	「アイデアが面白い」、「雲南市愛を感じられる」など技術面以外で光るものがある作品。上手じゃなくても！

・各受賞者は氏名(ペンネームも可)や年齢、住所(市町村名まで)等を公表させていただく可能性があります。公表内容は事前に確認いたします

・最優秀賞の受賞者は記念式典にて表彰があります

・年齢は 2024 年 4 月 1 日を基準日として計算します

・年齢が受賞要件になっている賞については、受賞時に確認書類を提出していただきます。ま

た、それ以外の章では審査に年齢は一切考慮しません

10 個人情報の取り扱いについて

(1) 応募作品に係る個人情報については、応募者の個人情報は適切に管理し、応募内容の確認、作品の審査・発表、受賞者への通知・表彰等、本応募に関すること以外の目的で使用することはありません。

(2) 個人情報の紛失や漏洩などに関する適切な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

11 応募等に関する注意事項

(1) 以下の応募は選考対象とはなりません。また、選考結果発表後に受賞を取り消すことがあります。

- ・公序良俗に反する作品
- ・政党その他の政治団体、宗教に関連する作品
- ・特定の企業の営利活動を目的とする作品
- ・特定の個人または団体の名誉を傷つけるおそれがある作品
- ・特定の人物をモチーフとする作品
- ・応募内容に虚偽の記載があった場合
- ・応募者の連絡先の記載がない場合や、応募者と連絡が取れない場合
- ・受賞作品が既発表のものと同じもしくは類似の場合
- ・第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがある場合
- ・反社会勢力等からの応募であると判明した場合
- ・本応募要項に違反した応募がされた場合
- ・その他、応募作品を使用するにあたり疑義が生じた場合は、雲南市と応募者で協議のうえ決定するものとします。

(2) 募集要項に記載された事項については、雲南市の判断により、今後、変更または追加することがあります。

(3) 雲南市が選考結果を発表するまで、提出したデザイン案を他者に公表しないでください。

(4) 他のコンクール等との同一作品での重複応募は認められません。

(5) 作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償を提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。雲南市は一切の責任を負いかねます。なお、作品に関して、雲南市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(6) 表彰結果に関しまして、審査の過程や根拠についてはお答えできません。

(7) 応募をもって募集要項に同意いただいたものとみなします。

- (8) 応募作品は提出後に修正することはできません。また、返却もできません。
- (9) 応募作品の元データや写しは、応募後も、受賞作品の発表まで保存しておいてください。
- (10) 最優秀賞受賞作品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます)、商標権(商標出願をする権利を含みます)、商品化権、使用权、その他の知的財産権およびそれらの出願をする権利、所有権等に関するすべての権利は雲南市に帰属するものとし、受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとし、著作権、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。なお、受賞作品に関する権利については、別途契約書に応募者及び保護者の方に署名いただく場合があります。

12 お問い合わせ先

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

雲南市役所 総務部総務課

TEL:0854-40-1021

FAX:0854-40-1029

メールアドレス:soumu@city.unnan.shimane.jp